

「起業」をお考えの皆様へ

～既存事業を引継ぐ新たな起業スタイル～

# 宮崎県後継者人材バンク

## 登録の手引き

後継者を探している会社や個人事業主の事業を引継いでみませんか？

### 前経営者の経営資源も承継できます

既存事業だからこそ、培われてきた人脈・知名度・店舗設備・仕入先・販売先等を含め、経営ノウハウまで承継できます。

### 創業コストを抑えられます。

既存の店舗や設備を活用することで、少ない資金で創業できる可能性があります。

### Uターン・Iターンで経営者に

従業員としてのUターン・Iターンではなく、後継者として経営者を目指すことができます。



**登録者  
募集中!**

▼ご相談窓口はこちら



経済産業省  
Ministry of Economy, Trade and Industry



宮崎商工会議所

## 宮崎県事業引継ぎ支援センター

TEL 0985-72-5151

FAX 0985-72-5152

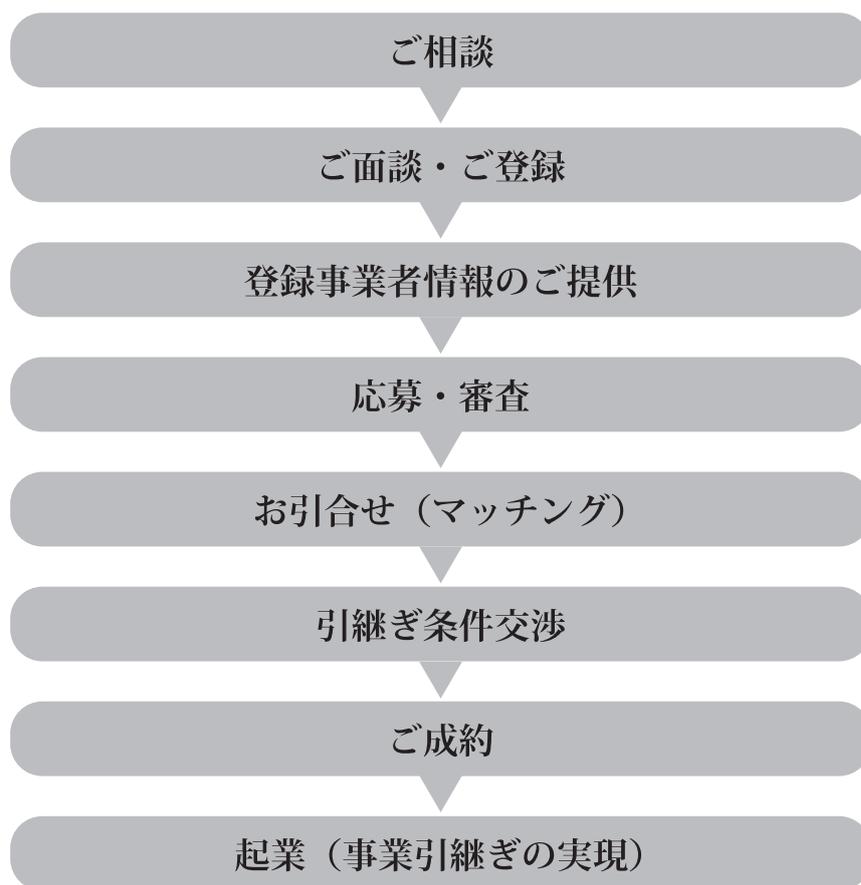
にご相談ください。

〒880-0811 宮崎市錦町1番10号 KITENビル7階  
mail: shokei@miyazaki-cci.or.jp

・相談開設日・  
毎週月～金曜  
9時～17時  
(年末年始、祝日除く)

# 目次

宮崎県後継者人材バンクとは	1
事業を引き継ぐメリットと留意事項	1
後継者人材バンクへの登録から引継ぎまでの流れ	2



## ご提出いただく書類

様式1	相談申込書	5
様式2	誓約書	6
様式3	登録申込書	7
様式4	登録に伴う確認書	8
様式5	(参照) 履歴書	9
様式6	(参照) 職務経歴書	10

## 宮崎県後継者人材バンクとは

宮崎商工会議所に設置された事業引継ぎの公的相談窓口である「宮崎県事業引継ぎ支援センター」が運営する事業です。創業を目指す起業家、経験や技術を生かして独立したい方、事業意欲・経営意欲のある県内へのUターン・Iターン希望者等の皆様と後継者不在の会社や個人事業主を引き合わせ、事業引継ぎの実現に向けた支援を行います。

### メリット

- ①販売先（顧客）や仕入先、店舗等の経営資源を引き継ぐため、創業時の起業リスクを低く抑えることができます。
- ②地域における知名度や経営ノウハウ、代々育まれてきた知識など、目に見えない資産を引き継ぐことができます。
- ③事業に精通した事業主のアドバイスを受けながら、経営者になっていくことができます。

### 留意事項

- ①ゼロからの起業と違い、既存社員や既存風土・慣習などがあるため、それらを当初の一定期間、受け入れる必要があります。
- ②後継者として、事業主と今後の経営方針を擦り合わせる必要があります。
- ③事業に関する前経営者の債務の引継ぎが必要となる場合もあります。

# ご相談から登録、そして引継ぎまでの流れ

事業を引継いで起業しようかな?!

- ★後継者人材バンクの説明を希望される方は、事前に事業引継ぎ支援センターへお電話いただき、相談予約をお申し込みください。
- ※原則として創業等支援機関のご紹介経由での申し込みとなりますが、直接センターへの申し込みも可能です。なお、その場合はセンターより創業支援機関をご紹介します。

事業引継ぎ支援センター  
(後継者人材バンク事務局)

相談

- ★当日の面談時には、下記の書類をご用意ください。  
「後継者人材バンク」の内容や登録に必要な条件等についてご説明いたします。

【様式1】相談申込書  
【様式2】誓約書

面談

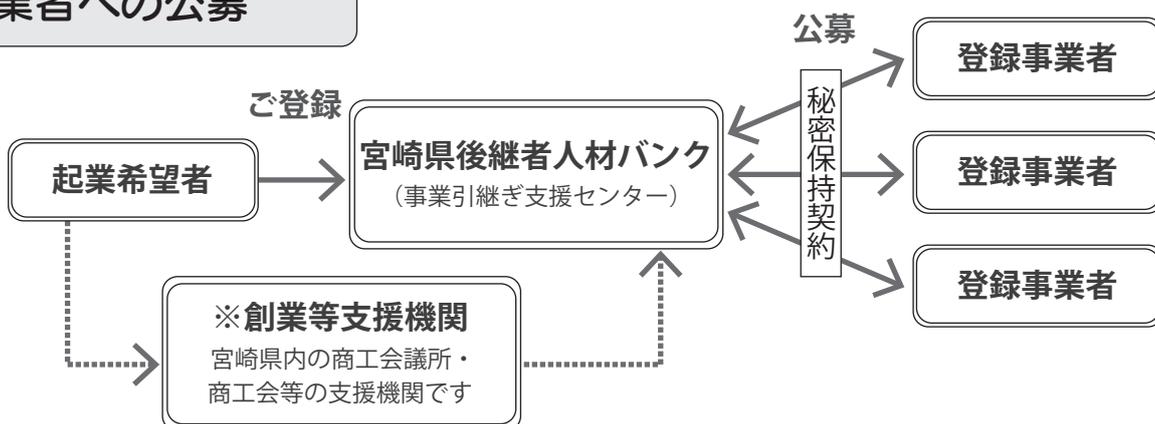
- ★面談後、後継者人材バンクへの登録を希望される場合は、下記の書類をご提出いただき、起業に対する意欲、希望条件等をヒアリングしたうえで、正式登録を行います。

登録

【様式3】登録申込書  
【様式4】登録に伴う確認書  
【様式5】履歴書  
【様式6】職務経歴書

- ※様式5及び6につきましては、記載要件を満たしている他の様式でも受け付けいたします

登録事業者への公募



## 起業希望者へのご紹介

★登録者の希望に沿った登録事業者（会社）情報を無記名（ノンネーム）でご紹介。

### 【例】情報メール便

「宮崎県後継者人材バンク」情報メール便  
◇ あなたに最新の情報をお届けします ◇

編集 & 発行＝宮崎商工会議所 宮崎県事業引継ぎ支援センター

Vol.1/2015/11

---

◆ 案 件 ◆

管理No：27-199  
地 域：宮崎県宮崎市  
業 種：飲食店（ラーメン店）  
その他：業歴 30 年以上続く老舗ラーメン店を経営

## 申請

★マッチングを希望される場合は、申請をしていただきます。

## 面談

★後継者人材バンク担当者より、申請いただいた事業所に関するより詳細な内容についてご説明いたします。

## 応募

★改めて、正式な応募を受け付けいたします。

## 審査

★応募者の書類審査が行われ、書類審査通過者は秘密保持契約を締結し、面談へ進みます。

書類審査通過者とは、後継者候補者となりますので、お1人とは限りません。登録事業者との面談に備え、今後の事業の展開についての計画やアピールポイントの整理など、万全な準備を行ってください。



**引き合わせ**  
(希望条件が合致した場合)

**面談**

- ★個別面談または集合面談
  - ①事業内容説明（財務面・事業面等）
  - ②後継者に対する要望
  - ③提案書に対する説明
  - ④質疑応答
- ★後継希望者によるプレゼンテーション
  - ①事業計画についてのプレゼンテーション
  - ②登録事業者との面接

**結果**

- ★引き合わせを行った結果、双方が事業引継ぎを希望する場合には、具体的な交渉へ進みます。



**条件交渉**

- ★引継ぎの時期、金銭面での条件など具体的な交渉を行います。

**成約**

- ★交渉の結果、条件面で合意に達した場合には、「事業の引継ぎに関する基本合意書」を締結し、晴れて引継ぎが実現することになります。



**起 業**  
(事業引継ぎの実現)

**注意事項**

- (1) 登録していただいた場合でも、引き合わせまでに期間を要したり、希望条件に合致する引き合わせが実現できないケース等があることを、あらかじめご了解ください。
- (2) 後継者人材バンク事業は、相談事業者の後継者候補として起業家等を紹介させていただくものですので、従業員としての雇用のあっせんを行うものではありません。  
(但し、試用期間として暫定的に、社員としての身分で採用することもあります。)

(後継者人材バンク 起業家等)

宮崎商工会議所

宮崎県事業引継ぎ支援センター 御中

相談申込書

私は、貴所（宮崎県事業引継ぎ支援センター）による事業引継ぎ支援事業の制度、手続き及び内容等について説明を受けるとともに、パンフレットの交付を受け、その記載内容を十分に理解の上、誓約書【様式2】について同意し、宮崎県事業引継ぎ支援センターへの相談を申し込みます。

なお、私の相談内容が守秘義務により保護されるものであり、紹介元の創業等支援機関の他、本センター事業の遂行のために、中小企業庁、九州経済産業局、中小企業基盤整備機構中小企業事業引継ぎ支援全国本部に開示される以外に、私の承諾なく、その他の第三者に開示されないことを理解いたしました。(注)

平成 年 月 日

(住 所)

(氏 名)

⑩

(連絡先電話番号)

---

(注) 但し、裁判所若しくは行政上の命令（行政指導を含む）又は法令により開示が要請される場合はこの限りではありません。



(後継者人材バンク 起業家等)

誓約書

私は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この制約が虚偽であり、又はこの制約に反したことにより、私が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴センターにおいては必要と判断した場合に、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 貴センターの支援対象として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（支援対象の事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 貴センターの支援対象として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて貴センターの業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

以上

平成 年 月 日

(住 所)

(氏 名)



(連絡先電話番号)



(起業家用)

送付先	宮崎商工会議所 宮崎県事業引継ぎ支援センター E-mail shokei@miyazaki-cci.or.jp TEL 0985-72-5151 FAX 0985-72-5152
-----	--

平成	年	月	日
----	---	---	---

## 宮崎県後継者人材バンク登録申込書

創業等支援機関名	
ご連絡先	様 [TEL:( ) - ]

※登録申込にあたっては、創業を支援する団体を通じて本申込書をご提出ください。

氏名	Ⓜ
年齢・性別	歳 (男・女)
住所	〒 -
電話・FAX	( ) - ・( ) -
Eメール	@
ご職業	
引継ぎを希望する業種 (事業内容)	
希望地域	
その他の希望条件	

- ・ご提出いただいた個人情報、法令の定めのある場合やご本人が同意している場合を除き、目的外利用することやご紹介いただいた団体以外の第三者に提供することはありません。
- ・登録を申込まれた方には、支援センターの職員が面談させていただきます。
- ・登録申込書は返却しませんので、必ず控え(コピー)をお取りください。
- ・当事業は、「後継者不在の事業主の経営者候補」として、起業家を引き合わせるものであるため、従業員としての雇用のあっせんを行うものではありません。

【支援センター使用欄】

No. \_\_\_\_\_

受付日		紹介団体 連絡日		面談日	
-----	--	-------------	--	-----	--



## 貴センターへの登録に伴う確認書 (後継者人材バンク登録者用)

宮崎県事業引継ぎ支援センター 御中

- 1 貴センターが、M&A を含む事業承継（後継者人材バンクを含む）に関する助言をすることを目的とする機関であることを認識し、私が貴センターから助言を受けた内容については、あくまで私個人の判断に基づいて検討・実施するもので、最終的な責任は私にあり、M&A の不成立及び成約した場合の内容に関する問題を含むいかなる結果についても、貴センターが、助言内容に基づく何らの法的責任を負うものではないことを確認します。
- 2 私が貴センターに登録後一定の期間を経過しても、適当な相手先（M&A の場合の譲渡企業）が見つからない等の状態に至った場合は、私と貴センターとで協議のうえ、登録を取り消すことがあり得ることを確認します。
- 3 私の事情によって、M&A を含む事業承継計画の策定または実行が困難になった場合、あるいは、他の経路で M&A を含む事業承継を実施し、貴センターの支援を必要としない事情が生じた場合は、直ちにその旨を貴センターに連絡し、登録の取り消しを求めることを誓約します。
- 4 前項の事情が生じた場合において、私の申告を待たずに、貴センターが私のかかる事情を把握したときは、貴センターの判断において、私の貴センターへの登録を抹消することに同意します。
- 5 貴センターが紹介する相手先企業の情報については、相手先企業から提供された情報に基づくものであって、その情報の正確性は私自身において精査すべきものであり、その情報に基づき私自身が実施した結果について、貴センターが何らの法的責任を負うものでないことを確認します。
- 6 私が提出する私自身の情報は貴センターの事業の主体者及び関係団体である中小企業庁、九州経済産業局、中小企業基盤整備機構中小企業事業引継ぎ支援全国本部、宮崎商工会議所を含め、事業引継ぎ支援の目的のために使用されることに同意します。相談終了により受取資料（情報）が不要になった場合には、資料は返却せず貴センターで廃棄または削除されることに同意します。

平成 年 月 日

登録者

(住 所)

(氏 名)

印







# 職務経歴書

平成 年 月 日現在

ふりがな
氏名
ふりがな
現住所 〒

会社名	勤務期間	雇用形態
	平成 年 月～平成 年 月	
業務内容		
.....		
.....		
.....		
.....		
会社名	勤務期間	雇用形態
	平成 年 月～平成 年 月	
業務内容		
.....		
.....		
.....		
.....		
会社名	勤務期間	雇用形態
	平成 年 月～平成 年 月	
業務内容		
.....		
.....		
.....		
.....		
起業動機		

# ○ご相談受付中○

## 宮崎県事業引継ぎセンター

「事業承継相談」 電話 0985-72-5151 FAX 0985-72-5152  
〒880-0811 宮崎市錦町1番10号 KITENビル7階  
相談開設日 毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）9：00～17：00  
※上記日程での対応が難しい場合はご相談ください。  
相談員 岡村、阿南



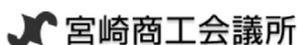
相談  
無料

秘密  
厳守

### 相談開設日

- ・毎週月～金曜
- ・9時～17時（年末年始、祝日除く）

個別の事情に応じて、税務、法務等の外部専門家の助言も得られるようアレンジします。なお、その際は自己負担が生じる場合もあります。



## 宮崎県事業引継ぎ支援センター

TEL **0985-72-5151** にご相談ください。

〒880-0811 宮崎市錦町1番10号 KITENビル7階  
mail : shokei@miyazaki-cci.or.jp